平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業 公募要領

平成27年1月環境省地球環境局

環境省では、平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業について、事業の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりです ので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、平成27年度予算の成立を前提とし、対象事業者として選定された場合には、環境省委託契約事務取扱要領その他会計法令に基づき契約手続きを行っていただくことになります。

公募要領目次

- 1. 事業の概要
- 2. 公募対象事業の内容
- 3. 業務実施に関する留意事項
- 4. 公募対象者
- 5. 業務実施者の選定・採択について
- 6. 選定·採択要件
- 7. 応募の方法
- 8. 応募に当たっての留意事項
- 9. 説明会の開催
- 10. 応募に関する質問の受付及び回答
- 11. 暴力団排除に関する誓約
- 12. 応募書類提出後のスケジュールについて
- 13. その他

1. 事業の概要

スーパーやコンビニエンスストアにおいて、省エネ型自然冷媒機器のショーケースに扉や蓋を設置することで、フロン類の排出抑制とともに大きな省エネ効果が期待されます。この導入に係る課題等について検証するとともに、エネルギー性能の効果等を広く PR することで、導入した事業者が高く評価されるようになることを目的として、社会実験を実施するものです。

2. 公募対象事業

(1) 定義

本公募要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

① 提案書作成責任者

「提案書作成責任者」とは、本公募への提案に当たり、提案書を作成する担当責任者を指します。

② 代表事業者

「代表事業者」とは、本業務を主に実施する事業者を指します。また、代表事業者は環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。

③ 共同事業者

「共同事業者」とは、複数の事業者による共同提案を行う場合の代表事業者以外の事業者を指し、業務の一部を担い経費を執行する事業者とします。

(2) 公募対象事業の内容

公募により選定された事業者は、事業の計画立案、省エネ型自然冷媒機器であるショーケースへの扉や蓋の設置、電力使用量・室内温度・庫内温度等への影響や効果の把握を実施いただきます。また事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことがあります。なお、本事業の成果物として、CO2削減対策実施により期待されるCO2削減見込み量を推計するとともに、CO2削減対策に取り組むに当たっての課題等の整理を行い、調査結果を事業報告書として取りまとめ、提出していただきます。

① 計画立案

事業の全体計画の立案、実施体制の確立を行う。また、必要に応じて、事業実施に必要な関係機関との調整等を行う。

- ② 省エネ型自然冷媒機器であるショーケースへの扉や蓋の設置 省エネ型自然冷媒機器であるスーパー・コンビニのショーケースに、扉や蓋の設置を行 う。
- ③ 電力使用量・室内温度・庫内温度等への影響や効果の把握

省エネ型自然冷媒機器であるスーパー・コンビニのショーケースに扉や蓋の設置を行ったことによる、電力使用量・室内温度・庫内温度や売上げ等への影響、顧客満足度や店舗内室温(買物時の快適性)、品質管理、湿気の管理といった効果の把握を行う。

- ④ 省エネ型自然冷媒機器であるショーケースへの扉や蓋の普及に係る今後の取組方針 上記の①から③までの内容を踏まえ、省エネ型自然冷媒機器であるショーケースへの扉や 蓋の普及に係る今後の取組方針を整理する。なお、取組方針の検討に係る調査も必要に応じ 本事業の対象とする。
- ⑤ 報告書の作成

上記の①から⑤までの内容を整理した報告書を作成する。

なお本事業では、予算額の範囲内で数件程度を採択予定としています。また、事業期間 は原則として2カ年度以内を予定しています。

3. 業務実施に関する留意事項

複数年度に渡る業務の実施が承認された場合、各年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、 目標達成状況を自己評価していただきます。また、目標達成状況を各年度の2月頃に審査委員 会(「5. 事業者の選定・採択について」に記述)が評価し、次年度業務の継続実施の可否に ついて決定します。

なお、複数年に渡る業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。

なお、複数年の業務実施は、翌年度以降における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年の業務の実施を保証するものではありません。

4. 公募対象者

(1) 応募できる方の要件

本事業に応募できる者は、以下の者とします。また、複数の事業者が共同で応募することもできます。その場合、代表者以外は共同実施者となります。

- 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ その他法律によって直接設立された法人

(2)業務の実施体制

本事業は、単独の事業者が実施するほか、複数の事業者と共同で行うことも可能です。共同 事業の場合、その代表者が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者とします。 代表者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連 絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、代表者は、事業が採択された後は、円 滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行 うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のた めの進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後 に変更することはできません。

5. 業務実施者の選定・採択について

- (1) 一般公募を行い、選定・採択します。
- (2) 応募者から提出された応募書類について、書面審査及び外部有識者による審査委員会による審査を行います。
- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4)審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 選定·採択要件

- (1) 書面審査における要件
- ① 必要な内容が記載されていること。
- ② 必要書類が添付されていること。
- ③ 設置する扉等に関して他の府省庁の補助金等の助成(助成の決定を含む)を受けていないこと

- (2) 審査委員会における要件
- ① 業務の目的や業務内容に反し、又は矛盾する提案がないこと。
- ② 業務の実施に当たっての基本方針が記述されていること。
- ③ 業務の実施方法、実施計画が具体的に提案されていること。
- ④ 店舗のショーケースの極力全てに扉等が設置されること。
- ⑤ 来客数が多いことや周知活動を実施することなど、社会実験に関して幅広い国民に対するPR効果が期待されること。
- ⑥ 業務を行うに適した実施体制が示されていること。
- (7) ショーケースへの扉や蓋の設置に係る波及効果が期待できること。
- ⑧ 業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

(3)審查基準

審査基準は、以下のとおりとします。なお、()の数字は配点であり、合計は100点とします。

- ① 省エネ型自然冷媒機器及びショーケースの扉等による省エネの現状及び課題に対する 理解が適切であるか(5)
- ② 社会実験のPRへの貢献度は高いか(10)
- ③ 冷凍ショーケースへの扉等の設置割合は妥当か(20)
- ④ 冷蔵ショーケースへの扉等への設置割合は妥当か(20)
- ⑤ 社会実験の効果の把握方法は妥当か(10)
- ⑥ 事業が無理なく実施できる事業フローとなっているか(5)
- (7) 事業実施に必要な人員体制が整っているか(5)
- ⑧ 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)する。ただし、提案書を提出する時点において認証期間中であること。(5)
- ⑨ 提案内容に対して価格は妥当か(10)
- ⑩ 積算内訳は妥当か(10)

なお、審査は提案店舗毎に行い、採点結果に基づき予算の範囲内で選定対象を定めます(提案のうち、選定対象外となった店舗を除いて選定します)。また、採点結果が60点未満の店舗については、前述にかかわらず不適切として選定対象としないことがあります。

7. 応募の方法

(1) 応募様式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、 必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。

また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

- ア 平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業に関する提案書の提出について(別添1)
- イ 平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業に関する提案書(別添2)
- ウ 経費内訳書(別添3)※複数年度の業務として申請する場合は、別紙にて各年度の業務 計画に応じたものを作成してください。
- エ 応募者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款
- オ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)(代表事業者のみ)
- カ その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

① 応募の提出方法について

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって(電子メールによる提出は受け付けません)、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成 27 年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業応募書類」と朱書きで明記して下さい。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。 また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によって下さい。

② 公募期間

第1次募集:平成27年1月29日(木)から平成27年3月9日(月)17時必着 第2次募集:平成27年4月1日(水)から平成27年5月18日(月)17時必着

③ 提出部数

(1) に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。ただし、(1) のオ及びカは1部を正本に添付してください。

また、書類の電子データ (パンフレット等の参考資料は不要) を保存した電子媒体 (CD-R) を1部提出して下さい (電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい)。

④ 提出先

 $\pm 100-0013$

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17 階 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン等対策推進室 「平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業担当」 宛て

8. 応募に当たっての留意事項

(1) 本事業の契約形態等

本事業は、国からの委託事業となります (補助金ではありません)。委託費の支払は、事業 完了後の検査後払い (精算払) を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、受託者 から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認する とともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うこと をいいます。

委託事業の実施中に、委託費の一部若しくは全部を支払できる制度もあります(概算払)が、本事業では原則として精算払を念頭において手続きを実施するようにして下さい。

なお、設備(扉等)の導入に係る費用のうち、本事業の対象経費として計上することができる費用は、設備導入に係る工事費(資産を形成する経費を除く。)と、本事業実施期間中のリース料となります(設備の購入費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません)。

(2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、 採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(3) 事業の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難とな

った場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(4) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。また、応募書類は返却しません。

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査 以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕 様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に 関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて開示さ れる場合があります。

(5) その他

応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

9. 説明会の開催

本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。会場の都合上、参加は1社1名とします。 また、本会場にて、公募に関する資料の交付は行いません。

日 時: 平成27年2月13日(金) 及び 平成27年4月3日(金) いずれも14時から 1時間程度

場 所:東京都港区虎ノ門 1-1-10 第2ローレルビル7階 第4会議室 環境省地球環境局地球温暖化対策課 別室

10. 応募に関する質問の受付及び回答

〇 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

FAX : 03 - 3581 - 3348

E-Mail: furon@env.go.jp

〇 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メール又はFAXの件名は、「平成27年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業に関する質問」としてください。

〇 受付期間

第1次募集: 平成27年2月19日(木)17 時まで第2次募集: 平成27年4月10日(金)17 時まで

〇 回答

平成27年2月24日(月)(第1次募集)及び平成27年4月14日(火)(第2次募集)のいずれも17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います(なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。)。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る応募書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出をしてください。また、提案書類に誓約事項を誓約した旨を明記してください。

12. 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、審査委員会を開催します。

平成27年

1月29日(第1次募集)4月1日(第2次募集) 公募開始

3月9日(第1次募集) 5月18日(第2次募集)

3月末日まで(第1次募集) 5月末日まで(第1次募集) 審査・採択

4月以降(第1次募集) 6月以降(第1次募集)

公寿開始 申請書締切り

委託契約締結(詳細については、

委託契約書による)

平成 28 年

1月29日

3月31日

4月末

報告書骨子提出

報告書提出

精算•支払

13. その他

(1)環境省担当官や審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。
- (3) 本事業は平成27年度の新規事業であり、他府省の既存事業で既に検証がなされている応募内容は、採択対象から除外する場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの応募書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。

平成 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者指名

印

平成 27 年度省エネ型自然冷媒機器の更なる省エネ化に関する社会実験等事業に係る 提案書の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、提案書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 提案書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

(担当者)	
所属部署:	
氏 名:	
TEL/FAX:	
E-mail :	

提案書作成事項

提案書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

1 事業に対する理解度

本事業に対する理解度を審査するので、省エネ型自然冷媒機器及びショーケースの扉等による省エネの現状及び課題について別紙様式Aに記述すること。

2 事業実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに記述すること。

扉等を設置する店舗を提案すること。

提案に当たっては、店舗毎に、当該店舗が社会実験のPRに貢献する程度が分かるようなものとして、下記について記述すること。

- ・店舗における年間の来客数その他社会実験のPRに貢献すると判断される店舗の特徴(徒歩圏内の駅の名前及び年間の乗降客数など)
- ・店舗内のショーケースの種類別の数並びに扉等の既設置数及び本業務 に基づき設置する数

また、扉等を設置するショーケースを選定した考え方及び設置しないとしたショーケースについて扉等を設置しない理由を店舗毎に記述すること。

電力使用量、店内室温、庫内温度、顧客の反応など、扉等を設置したことによる効果を把握するための測定やアンケート調査の内容及び方法並びに効果を評価するための類似店舗との比較の方法について提案すること。

3 事業全体の実施フロー

事業全体の実施フローを別紙様式Cに記述すること。

4 事業実施体制

本事業に当たって配置予定の事業の内容ごとの事業従事者の配置、役割分担等 を別紙様式Dに記述すること。

5 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメントシステム認証(別添2別紙参照)を取得している場合、別紙様式 E に名称等を記載し、認証取得を証明する書類の写しを添付すること。ただし、提案書を提出する時点において認証期間中であること。

事業に対する理解度

注 本様式はA4版1枚に記載すること

事業の実施方法等の提案

	店舗名	住所	年間来客者数	社会実験のPRに貢献すると判断
				される店舗の特徴(徒歩圏内の駅の
				名前及び年間の乗降客数など)
1				
2				
3				

	冷蔵(精肉・鮮魚・野菜用)								
	多段型		セミ多段型		平型				
	今回設置	既設置数	オープン	今回設置	既設置数	オープン	今回設	既設置数	オープン
	数(A)	(B)	の数(C)	数(D)	(E)	の数(F)	置数(G)	(H)	の数(I)
1									
2									
3									

	冷蔵(精肉・鮮魚・野菜用以外)								
	多段型		セミ多段型		平型				
	今回設置	既設置数	オープン	今回設置	既設置数	オープン	今回設	既設置数	オープン
	数(J)	(K)	の数(L)	数(M)	(N)	の数(O)	置数(P)	(Q)	の数(R)
1									
2									
3									

	冷凍								
	多段型		セミ多段型		平型				
	今回設置	既設置数	オープン	今回設置	既設置数	オープン	今回設	既設置数	オープン
	数(S)	(T)	の数(U)	数(V)	(W)	の数(X)	置数(Y)	(Z)	の数(AA)
1									
2									
3									

	合計						
	冷蔵(精肉・鮮魚・野菜用)			冷蔵(精肉・鮮魚・野菜用以外)			
	設置数(BB)	全ショーケース数	割合	設置数(DD)	全ショーケース数	割合	
	(A+B+D+E	(CC) (A+B+C+D	(BB/CC)	(J+K+M+N	(EE) (J+K+L+M	(DD/EE)	
	+G+H)	+E+F+G+H+I)	(%)	+P+Q)	+N+O+P+Q+R)	(%)	
1							
2							
3							

	合計					
	冷凍			総計		
	設置数(FF)	全ショーケース数	割合	設置数(HH)	全ショーケース数	割合
	(S+T+V+W	(GG) (S+T+U+V	(FF/GG)	(BB+DD	(II)(CC+EE+GG)	(HH/II)
	+Y+Z)	+W+X+Y+Z+AA)	(%)	+FF)		(%)
1						
2						
3						

※今回設置数:本業務で扉等の設置を提案しているショーケースの数

既設置数: 本業務以外で扉等の設置をしている(設置の予定をしている)ショーケースの数

オープンの数: 扉等を設置していない(設置の予定のない)ショーケースの数

扉等を設置するショーケースを選定した考え方及び 設置しないとしたショーケースについて、扉等を設置しない理由(店舗毎に記載)

店舗①について:		
店舗②について:		
店舗③について:		

注 本様式は、全項目合計でA4版5枚以内に記載すること。

 事業全体の実施フロー	

注 本様式はA4版1枚に記載すること

事業実施体制 (事業従事者の配置、役割分担等)

		i

- 注1 本様式はA4版1枚以内とする。
- 注2 事業の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

(別紙様式E)

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

認証の有無:	認証期間:
認証の名称:	

- (※) 証明書の写しを添付すること。
- (※)事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、取得している ものに限る。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	KES	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び 認定機関で構成。国際 的に認められた第三者 認証制度。1996年に制 定。	環境省が策定した中小 企業にも取り組みやすい 環境マネジメントシステム。 2004年に開始。把握す べき環境負荷指標を特 定しているほか、環境活 動レポートの作成・公表 を必須要件としている。	中小企業にも取り組 みやすい環境マネジメントシステムとして 2001年に京都で開始。 KESを参考とした地方 版KESが他の自治体 等に広がっているとと もに、相互認証も行われ、KESの認証取得 事業者は全国に広がっている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる
事務局の母体となる団 体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	KES環境機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境マネジメントフォーラムAES, いわて環境マネジメントフォーラムIES, みちのくEMS, 三重環境マネージメントシステム(M-EMS), 宝塚環境マネジメントシステム(TEMS), 神戸環境マネジメントシステム(KEMS) 等

(別添3) 経費内訳書

申請経費区分	金額	積算内訳			
人件費(A)					
旅費					
諸謝金					
会議費					
備品費					
借料及び損料					
賃金					
消耗品費					
通信運搬費					
印刷製品費					
雑役務費					
外注費(C)					
外注予定先	金額	外注する業務の内容			
業務費計 (B)					
一般管理費(D)					
(A+B-C) ×0.15 以内					
合計 (A+B+C+D)					